省令

○総務省令第八十一号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の規定に基づき、地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十五日　総務大臣　武田　良太

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記都（何道府県）（何郡（市）町（村））条例制定（改廃）請求者署名簿様式中「有効無効の印」を「有効無効」に改め、印の欄及び代筆者の印の欄を削る。

別記都（何道府県）（何郡（市）町（村））条例制定（改廃）請求署名収集委任状様式及び別記何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集委任状様式中「及び押印」を削る。

別記都（何道府県）（何郡（市）町（村））条例制定（改廃）請求署名審査録様式及び何広域連合条例制定（改廃）請求署名審査録様式中「（押印）」を削り、「委員長　氏　　名印」を「委員長　氏　　名」に、「委　員　氏　　名印」を「委　員　氏　　名」に改め、備考を次のように加える。

備　考　選挙管理委員会の委員長、委員及び書記の氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

（市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「有効無効の印」を「有効無効」に改め、印の欄及び代筆者の印の欄を削る。

第四号様式中「及び押印」を削る。

第六号様式中「（押印）」を削り、「委員長　　氏　　名　　印」を「委員長　　氏　　名」に、「委　員　　氏　　名　　印」を「委　員　　氏　　名」に、「書　記　　氏　　名　　印」を「書　記　　氏　　名」に改め、同様式備考を次のように改める。

備　考

一　この様式は、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第一項の規定による請求に係る署名審査録の様式である。

二　選挙管理委員会の委員長、委員及び書記の氏名は自署（目が見えない者が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。